

北海道市町村自治制の沿革概要

1 明治維新前

本道において町と呼び村と名づけられた始めは明瞭ではないが、和人地（現地の渡島地方）においては17世紀初頭から松前、江差、函館のように市街の一区域を町、地方の集落を村と呼び、和人地以外の蝦夷地においては和人の住家がちょう密となるにつれて和人地の村に準ずる意味をもってこれを村並と称したのである。これらの町村は、今日の町村の如く組織立ったものではなかったが、自治の精神に基き設けられ、年と共にその数を増加し発達してきたもので、町においては官選の町年寄があつて町会所において市政を司り数名の名主がこれを補佐し、更に各町には町代がありその下に組織頭を置き五人組の事務を取り扱わせ、村においては名主、年寄、百姓代の三役があり（これを村方の三役と呼ぶ。）、名主を上役とし、おおむね村中協議によって人望ある者が選ばれてその職につき、1村ないし数カ村の長として村役場（自宅を充てる）において執務したのである。

町村数は、天明年間の記録を見ると、松前の町は38町、箱館（函館）の町は9町、村は松前より西部に36カ村、東部に40カ村があつた。

2 開拓使時代

明治2年7月開拓使の設置後は移民の渡道によって諸方に新村が設けられたが、一面既設の町村に対しては大いに廃合するところがあり、町村役人はなお、維新前の旧制度によって、更に五人組制度を奨励し町村自治に当たさせたのである。

明治5年4月従来の町村役人を廃し改めて戸長、副戸長を置き、役所を戸長役場と称し、戸長、副戸長には従来の町村役人をそのまま任命して任務もまたほぼ同様とし、明治7年5月に官給の総代、副総代を置き、戸長のもとにおいて民意の啓発が図られたのである。

越えて明治9年9月従来開拓使の本支庁において随意定めた大小区画を廃し、新たに全道を30の大区に分ち、大区の下に166の小区を設け、明治11年6月には選挙によって町村は各2名、小区に2名ないし4名（町村総代人中より互選）の総代人を置き、次いで翌12年7月郡区町村編制法により大小区画を廃し、郡区町村を編成するのに際し、明治13年7月小区総代人を廃し、郡区総代人を置き、総代人は官治行政を根本とした当時においてはわずかにこれに参加するに過ぎなかったが、今日の町村会議員の前身とも言えるもので、長く道庁時代に至るまで継続された。なお、同年開拓使達をもって戸長職務の概目が定められ、官選による戸長制度が確立されたのである。

かくして、町村数は漸次増加し、開拓使廃止の明治15年2月には、開拓使本庁管内86町301村、函館支庁管内112町131村、根室支庁管内14町112村に増加したのである。

3 北海道庁時代

明治19年1月3県1局を廃し北海道庁を置くのに際して、官制に大きな変革があつたが、自治行政においては大体開拓使当時と大差がなく、明治30年5月北海道区制、1級町村制及び2級町村制が公布されて自治制度は一大進歩を来た。このようにして明治32年10月には札幌、函館、小樽に区制が施行され、翌33年7月には亀田郡大野村外15町村に1級町村制が施行されたのである。これは本道における自治制施行の始まりであり越えて明治35年2月2級町村制が全文改正公布され、同年4月町村の財政力及び発達程度により、いまだ1級町村制を施行するに不適しい札幌郡札幌村外61町村にこれを実施し、なお町村制を施行するまでに進歩しないものに対しては、旧制によって依然戸長役場を残し総代人を置き行政に参加させたが、その後拓殖の進展に伴い1、2級町村制を施行する町村が漸次その数を増し、更に大正11年8月札幌外5区に市制を施行し、翌12年に戸長役場を全廃し、本道の自治制度はいよいよその拡張を見るに至った。その後町村の内容充実と普通選挙制の施行にかんがみ、昭和2年8月1、2級町村制がいずれも改正施行され、又昭和18年3月市制町村制の画期的改正に当りここに北海道1、2級町村制は廃止されることになり、従前の2級町村は指定町村としておおむね従来の形態をもって存置されたのであるが、終戦後の第1次の地方制度改正により、昭和21年10月5日からこれら指定町村制度の特例が廃止され、本道にも全く他府県町村と同様の制度が施行されることとなった。

4 北海道時代

終戦後第2次の画期的な地方制度として、昭和22年5月3日地方自治法の施行をみ、我が国の民主政治確立の上に大転換をもたらしたのであるが、その後における教育、警察等の諸制度の急激な改革に伴い地方自治体に対する重圧が加わり、しかも近年における行政の実態はますます高度複雑化し、これに対処するためには国政の基盤である町村の規模の適正化と事務の簡素化を図り、行政の効率的運営を期することの必要が強く要望されて、昭和28年10月1日町村合併促進法が施行され、本道においてもこの国策に順応し、昭和29年9月19日地方自治法第8条の2の規定に基く町村合併計画を策定して町村合併を推進した（昭和31年9月30日町村合併促進法が失効したが引続き新市町村建設促進法の施行をみた）結果、昭和39年5月1日現在市28、町146、村46、合計220市町村となった。

町村合併促進法の失効により、国や都道府県の主導による全国一律の合併は終わったが、市町村行政の広域化の要請に対処するため、自主的な市町村の合併を推進し、合併の障害を除去するための特例措置を定めた市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）が、昭和40年3月29日に10年間の時限立法として施行され、以後10年ごとに3度の期間延長が行われ、市町村の自主的な合併を支援する措置が講じられてきた。

地方分権の進展に伴い平成11年3月、合併特例法の一部改正を含む地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が閣議決定され、同年7月に公布されると、市町村合併の必要性の認識が急速に高まり、国の市町村合併に対する政策方針は合併推進の方向に転換された（平成11年3月31日現在、市34、町154、村24、合計212市町村）。

平成16年5月26日、合併特例法の一部改正を含む合併関連三法が公布され、引き続き自主的な市町村合併を推進するため、平成17年4月1日、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）が5年間の時限立法として施行された。

平成11年の合併特例法改正以後、本道では22地域で合併が行われ、平成22年4月1日現在、市35、町129、村15、合計179市町村となった（北方領土の6村を含めると、185市町村となる。）。